

I 教育推進計画について

1 教育推進計画の目的と位置づけ

この「北広島市教育基本計画(2011-2020)推進計画」(以下、「教育推進計画」という。)は、「北広島市総合計画(第5次)」(以下、「総合計画」という。)の基本目標「人と文化を育むまち」に基づいて策定された「北広島市教育基本計画(2011-2020)」(以下、「教育基本計画」という。)に掲げる施策を着実に推進するため、個別・具体の事業を推進するとともに、進行状況を管理することを目的として策定するものです。また、この計画は市の教育計画体系の中で教育基本計画と各領域の諸計画・構想・プラン・方針などとの間に位置します。(図1)

2 施策の体系

教育推進計画は、教育基本計画の体系に基づき、「北広島市総合計画(第5次)推進計画(平成24~26年度)」(以下、「市の推進計画」という。)に掲げられた事業のほか、国や道による委託事業や管理的な事務事業など、教育委員会が実施する事業全体を施策体系に示します。なお、市の推進計画に掲げる事業は、事業名・事業内容・年度計画などについて基本的に整合を図ります。(図2)

3 計画の期間

この教育推進計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。施策の点検評価により毎年見直しを行い、市の推進計画の見直しを踏まえながら、1年ごとに更新していきます。

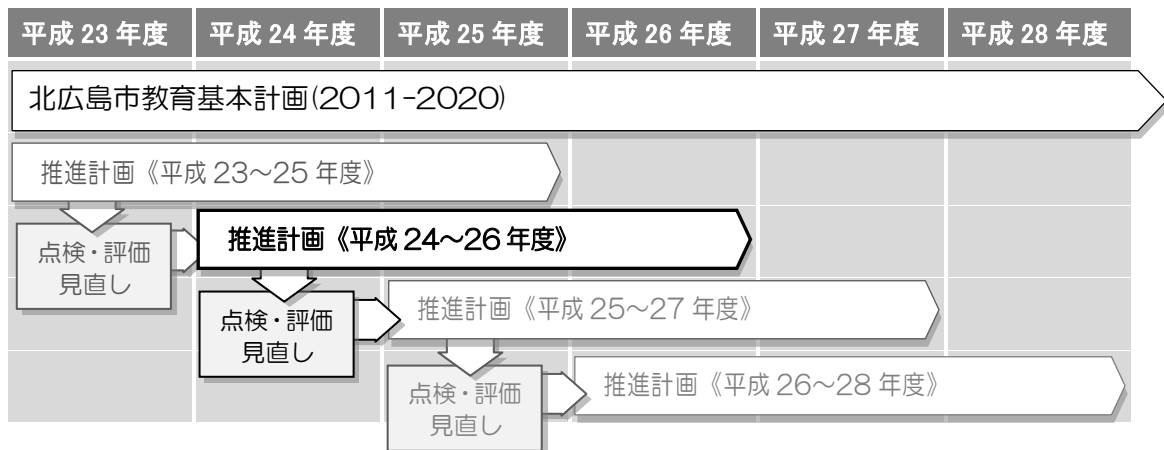


図1 北広島市の教育計画の体系

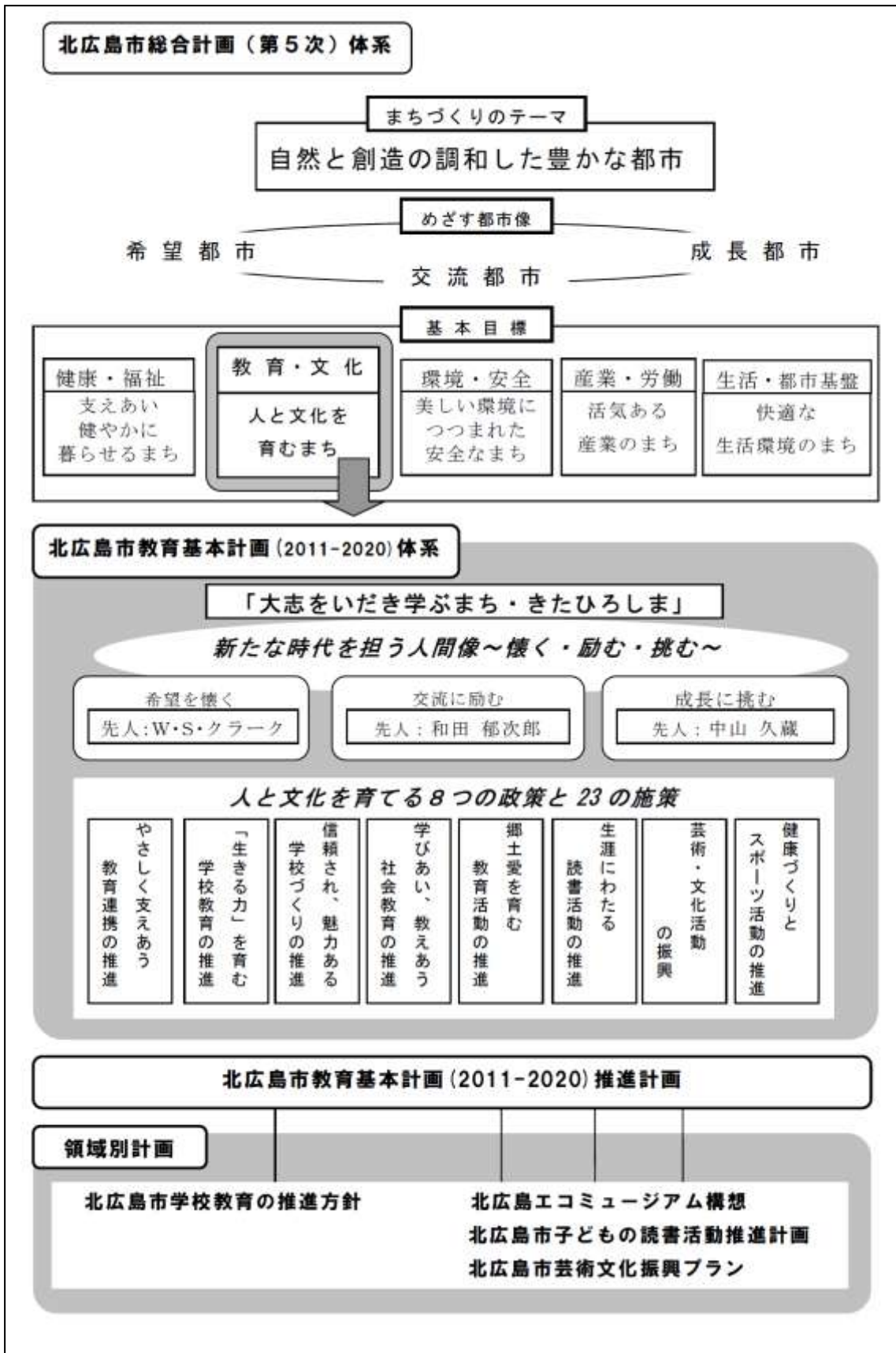
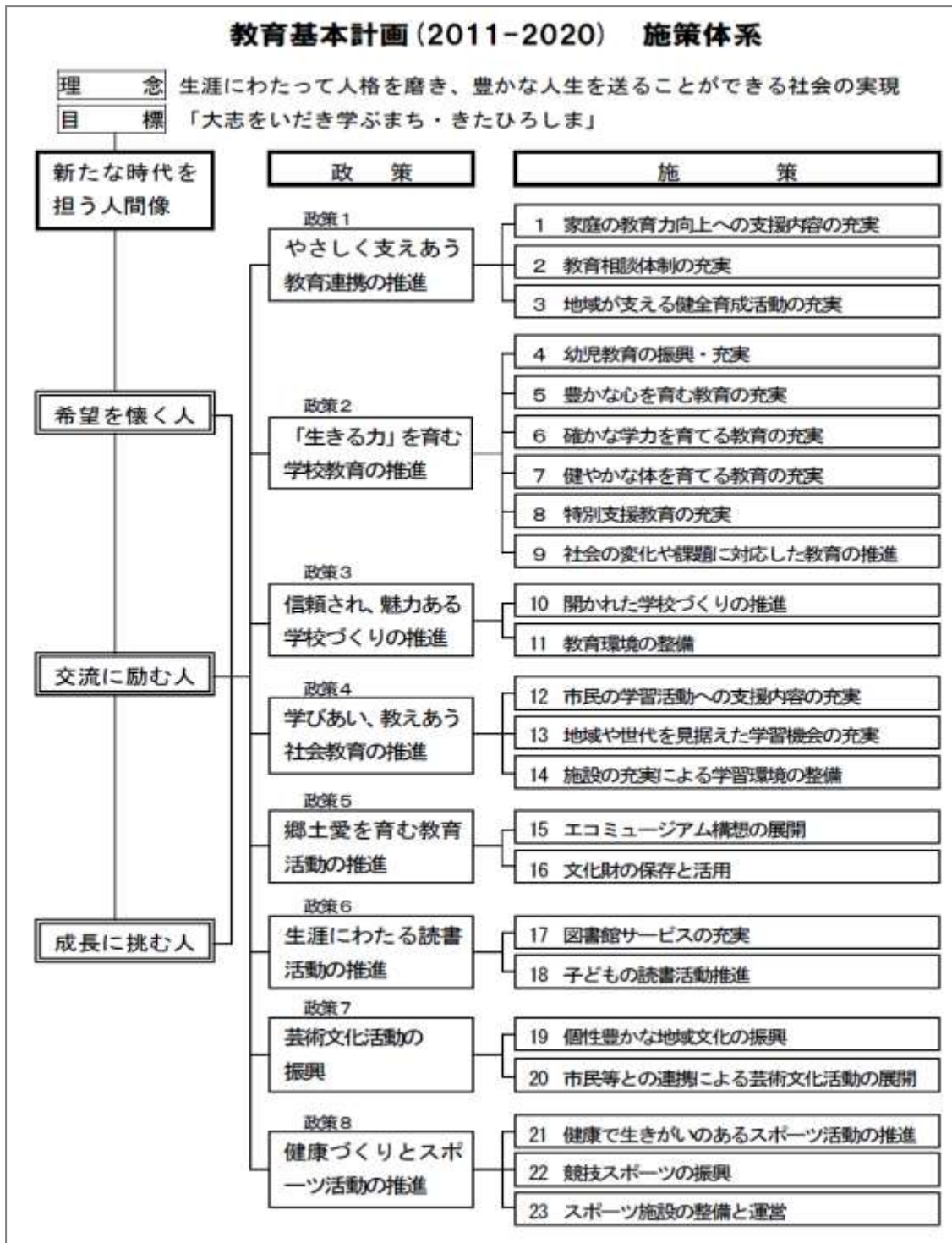


図2 北広島市教育基本計画の施策体系



Ⅱ 政策及び施策の推進について

1. 先人たちが伝える精神と教育基本計画に定めた視点の反映

教育基本計画は、当市開拓期にゆかりのある偉大な先人、W.S.クラーク、中山久蔵、和田郁次郎の3人が伝える「懐く」・「励む」・「挑む」の精神を人材育成のキーワードとし、8つの政策と23の施策によって「これからの人づくり」を目指します。

また、教育基本計画には政策と施策を推進するうえで求められる5つの視点（「生涯学習」「社会貢献」「産学協働」「市民協働」「総合行政」）を定めました。

教育推進計画では、教育基本計画を着実に推進するため、8つの政策・23の施策に基づいて実施する個別事業に、先人が伝える精神性や基本計画に定めた5つの視点を反映させていきます。

2. 計画の進行管理（点検と評価及び見直し）

教育推進計画は、教育基本計画に掲げた政策・施策を着実に実施していくための個別事業で構成しています。

人づくりを目指す政策・施策の進行状況や成果は、できる限り数値に置き換え、計画的な事業実施により着実に計画目標を達成するよう努めます。

そこで、一つひとつの個別事業において、先人たちが伝える精神「懐く」・「励む」・「挑む」を、事業を動かす推進力としてとらえ、その中から特に強く作用させるアクションを掲げます。（表1）

また、前述した5つの視点の中から、個別事業がより大きな成果を得るために必要とする視点を掲げ（表2）、一つひとつの事業の推進状況が教育基本計画の理念に沿うものであることを示します。

これらを踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき毎年実施している「教育に関する事務の管理および執行状況の点検評価」との整合も勘案し、毎年、事業のきめ細かな点検評価と施策ごとの評価・見直しを行うことにより、教育推進計画の進行状況を管理していきます。

3. 次期教育推進計画

次期教育推進計画は、上述した点検評価及び見直しについて北広島市教育施策審議会が審議した内容を踏まえ、市教育委員会が決定します。

表1 事業推進力となる先人の精神とアクション

先人の精神 (事業推進力)	アクション	該当する事業
懐く	めざす (堅実性) 備える (先見性) 創る (独創性)	着実に歩みを進めてゆく事業 先を見た展開が必要な事業 北広島独自の内容をもつ事業
励む	続ける (継続性) 整える (効率性) 広げる (拡張性)	長期にわたる継続が必要な事業 効率化、縮小など整理が必要な事業 拡大・充実すべき事業
挑む	点検する (意識性) 改善する (向上性) 転換する (改革性)	点検を怠らず進める事業 効率化等の改善が必要な事業 廃止などの根本的な改革が必要な事業

表2 事業実施に反映させる5つの視点

5つの視点		該当する事業
視点1	生涯学習	生涯にわたる学習環境の充実に視点を置く事業
視点2	社会貢献	地域づくりに貢献できる人材を育てる視点を置く事業
視点3	産学協働	産学官民の連携により地域づくりを進める視点を置く事業
視点4	市民協働	学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上をめざす視点が 必要な事業
視点5	総合行政	行政内の連携により総合的な教育施策を進める視点が 必要な事業

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号) 抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。